

# お知らせ

## 消防自動車や救急自動車の緊急通行に対する ご理解とご協力をお願いします。

もし、自動車やバイクを運転中に、サイレンを鳴らし消防自動車や救急自動車近づいて来たら、進路をスムーズに譲ることができますか？

消防自動車や救急自動車は一刻も早く災害現場に急行して消火活動を行い被害の軽減に努め、また傷病者の応急処置を行い、急病人などを速やかに病院へ搬送しなければなりません。そのため、道路交通法においては、道路の右側部分に車体の全部又は一部をはみ出して通行することや赤信号の交差点に進入できることなどの特例が認められていますが、緊急自動車がより安全に通行するためには、一般車両の協力が必要不可欠です。

消防自動車等の円滑な緊急走行のために皆さん一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。



道路交通法では、緊急自動車が接近してきた場合の対応が、次のように定められています。



○交差点又はその付近の場合

交差点を避け、かつ、道路の左側（一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合は、道路の右側。）に寄って一時停止しなければならない。

○交差点又はその付近以外の場合

道路の左側に寄って、緊急自動車に進路を譲らなければならない。

